

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

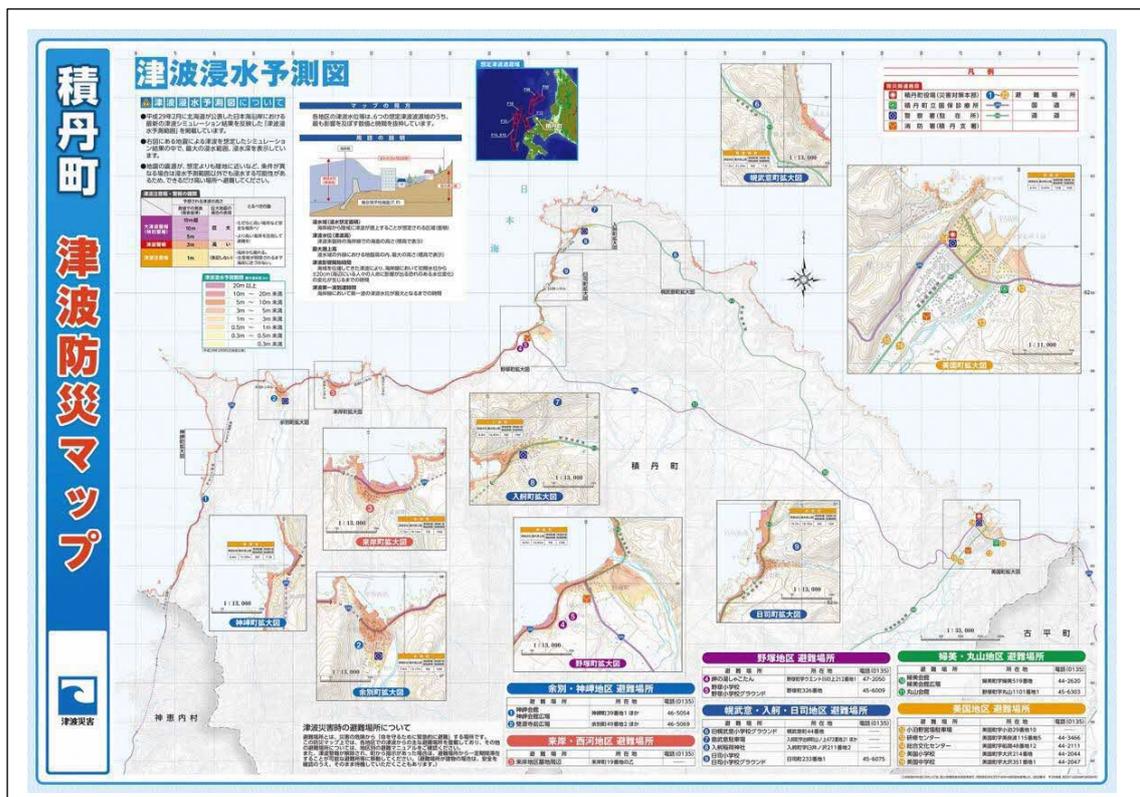
(1) 地域の災害リスク

(津波：積丹町地域防災計画、積丹町防災ハザードマップ)

積丹町は積丹半島の先端に位置し、町全体が日本海に面しており、内陸部の農業・山林地帯を除き、沿岸部の各地区において津波による浸水が想定されています。

平成29年2月に北海道が公表した日本海沿岸における津波浸水想定に基づき策定された津波防災マップによると、地区ごとに4m～11.5mの津波水位が想定されています。

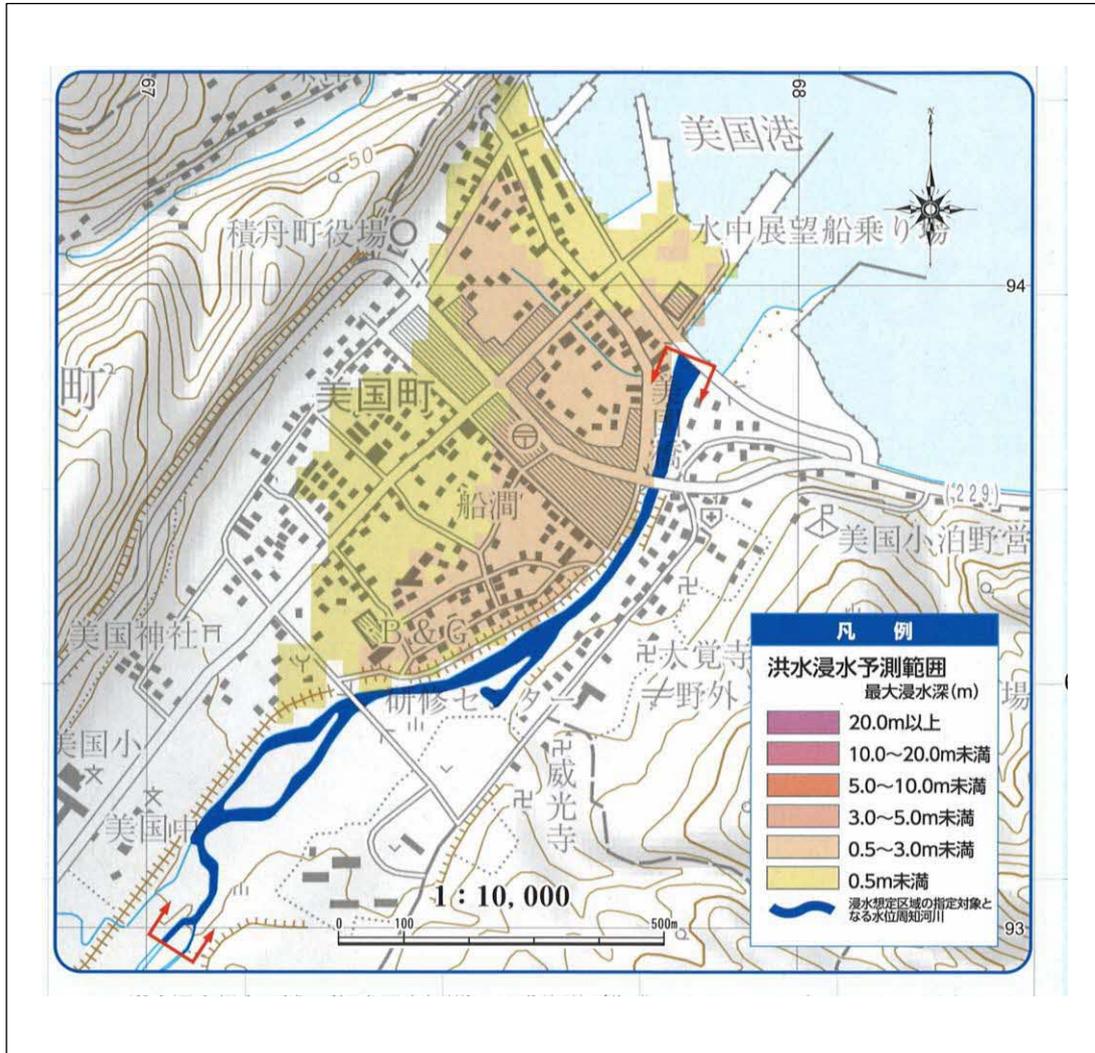
また、町での既往地震津波における最大波高は1983年日本海中部地震による3.2mが最大となります。



(出典：積丹町防災ハザードマップ)

(洪水：積丹町防災ハザードマップ)

積丹町には二級河川の美国川、積丹川のほか多くの中小河川が流れています。このうち、美国川の洪水浸水想定区域は、積丹町防災ハザードマップによると、国道 229 号沿線の中心市街地が洪水浸水想定区域に含まれており、主に住宅地である市街地の一部が 0.5m 未満もしくは 0.5～3m の浸水域となります。



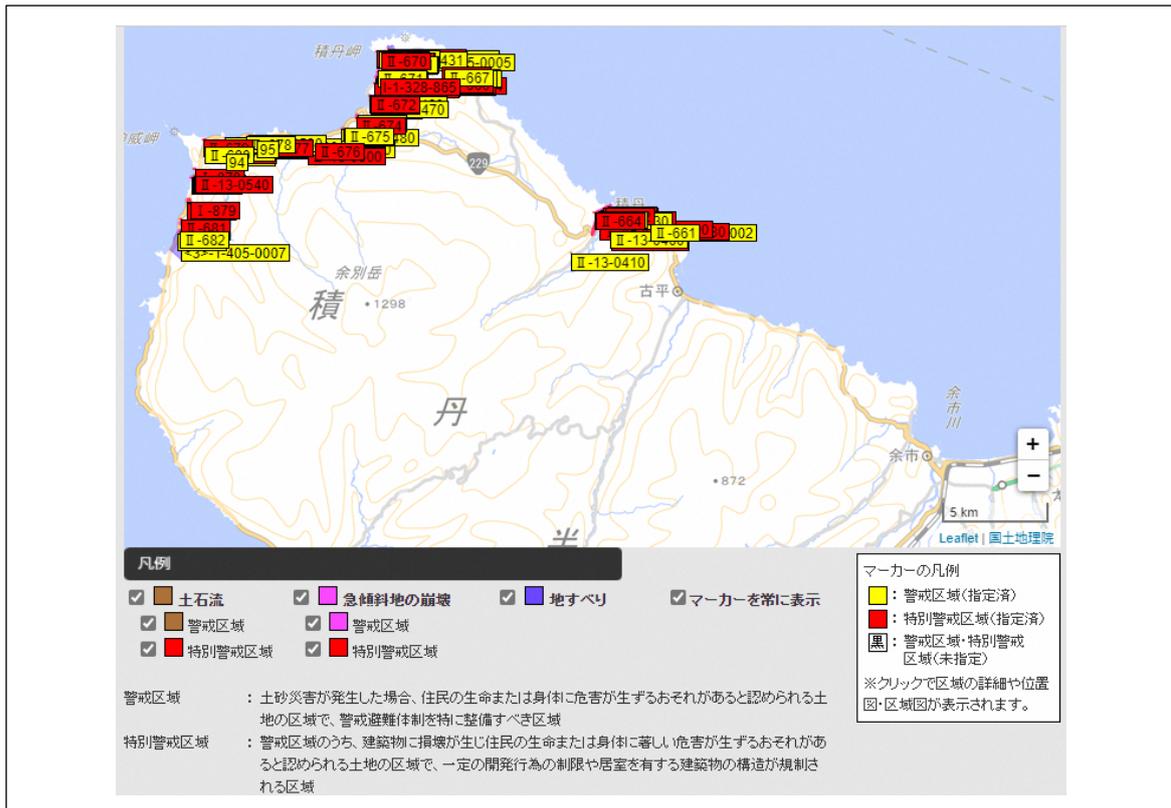
(出典：積丹町防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、積丹町のほとんどの地区が、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり）に指定されていますが、小売業をはじめとした小規模事業者が97者あり、対策が必要です。

土砂災害警戒区域の指定数 ※括弧内は特別警戒区域

急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
56 (53)	17 (9)	6 (0)	79 (62)



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：積丹町地域防災計画、地震調査研究推進本部・J-SHIS)

積丹町に影響を及ぼす可能性のある地震は積丹町地域防災計画・地震調査研究推進本部によると日本海東縁付近で発生する「海溝型地震」と陸地で発生する「内陸型地震」の二つに大きく分けることができます。そのうち本町に影響が大きいと考えられるのは「海溝型地震」の中では「北海道南西沖」を震源とするものと、「内陸型地震」においては「黒松内低地断層帯」が南西に位置しており、マグニチュード6.8が想定され、今後30年発生確率は3.66%となっています。

地震はハザードステーションの防災地図によると本町での今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が2.0%となっています。

近年では1993年の「北海道南西沖地震」ではマグニチュード7.8の地震により震源域周辺では巨大津波が発生し、2018年の「胆振東部地震」では長時間による停電（ブラックアウト）が起こり、電力の復旧が遅れた影響により商品の廃棄や物流が途絶えるなどの被害を受けました。

(原子力災害：積丹町地域防災計画、積丹町避難マニュアル)

積丹町の全域は泊発電所からおおむね 30Km 圏内あり、UPZ（緊急時防護措置準備区域）に設定されています。発電所の事故や災害が発生した場合、町は屋内退避等のとるべき行動を指示しますが、特定の事故事象（放射性物質の放出）に至った場合、町は避難を指示・誘導し、30Km 圏外に退避することになっています。退避時の一時滞在場所には札幌市西区体育館、避難所には札幌市内の宿泊施設が指定されています。

泊発電所周辺地域図（UPZ）



(出典：積丹町地域防災計画)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の災害に見舞われてきました。特に平成 16 年の台風 18 号において風害が多大な被害を及ぼしました。この台風により、建物被害が 235 件ののぼり、農業被害も莫大となりました。

なお、当町の気候環境は日本海に面し、対馬海流の影響を受けて比較的温暖で、平均気温は 7.7℃、平均年間降水量は 1,913mm であります。一方、冬は北西の季節風が強く、積雪も多く、特別豪雪地帯に指定されており、平成 18 年には自衛隊の災害派遣による除排雪作業が行われました。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	被害箇所	被害状況
H16.9.8	風害	台風 18 号による風害 日最大風速 15m/s	町内全域	住宅・非住宅など建物被害 235 件 ビニールハウス倒壊など農林業に被害 電柱倒壊による数日間における停電
H18.1.13	雪害	例年の 3 倍の大雪 積雪量 2.76m 降雪量 7.54m	美国市街地	家屋倒壊の危険性及び車両の通行障害のため自衛隊の災害派遣により除排雪作業を実施

(出典：積丹町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 145人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 97人 (H26 経済センサス)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	8	8	市街地に集中
	製造業	5	5	町内に広く分散
	卸売・小売業	52	34	〃
	宿泊・飲食業	49	31	〃
	サービス業・その他	31	19	〃

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
積丹町防災会議条例	S37.12 策定	H24.8 一部改正
積丹町地域防災計画	H29.3	
防災訓練の実施	H29.11	防災訓練 (津波災害を想定)
	R2.2	防災訓練 (原子力災害を想定)
防災備品の備蓄	—	備蓄食料 (約 4500 食) 避難所備品 (毛布・ベッド・暖房等) 感染症対策用品 (アルコール等)

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
小規模事業者持続化補助金 (胆振東部地震対策型) の周知	H30.10	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	R2.4	広報記事掲載 (北海道・日本政策金融公庫資金)
損害保険への加入促進	随時	巡回時のパンフレット配布及び内容説明
感染症対策	R2.7~10	「新北海道スタイル」周知など

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制

やマニュアルが整備されていません。

- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となりますが、ノウハウをもった人員が十分にいません。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていません。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策（予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等）の周知が十分になされていません。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知します。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築します。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築します。
- ・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	8	8	1	1	1	2	1
製造業	5	5	1	1	1	1	1
卸売・小売業	52	34	1	1	2	1	2
宿泊・飲食業	49	31	1	2	1	2	1
サービス業・その他	31	19	2	1	1	1	2
合計	145	97	6	6	6	7	7

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するように設定しました。

- ・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させます	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者を円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図ります	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図ります	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行います。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。

積丹町	積丹町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにします。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図ります。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行います。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行います。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施します。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・北海道火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施します。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施します。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行います。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	8	8	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1
製造業	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売・小売業	52	34	1	1	2	1	2	1	1	2	1	2
宿泊・飲食業	49	31	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1
サービス業・その他	31	19	2	1	1	1	2	2	1	1	1	2
合計	145	97	6	6	6	7	7	6	6	6	7	7

- ・事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行います。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とします。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行います。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	積丹町商工観光課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町商工観光課と協議し、策定します。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とします。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋がります。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行います。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行います。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行います。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行います。

イ. 応急対策の方針決定

- ・積丹町災害対策本部の方針に従い、当町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行います。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤します。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定します。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

※原発災害の場合は、外へのリスクが高いため、町と連絡をとり慎重に行動します。

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有します。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

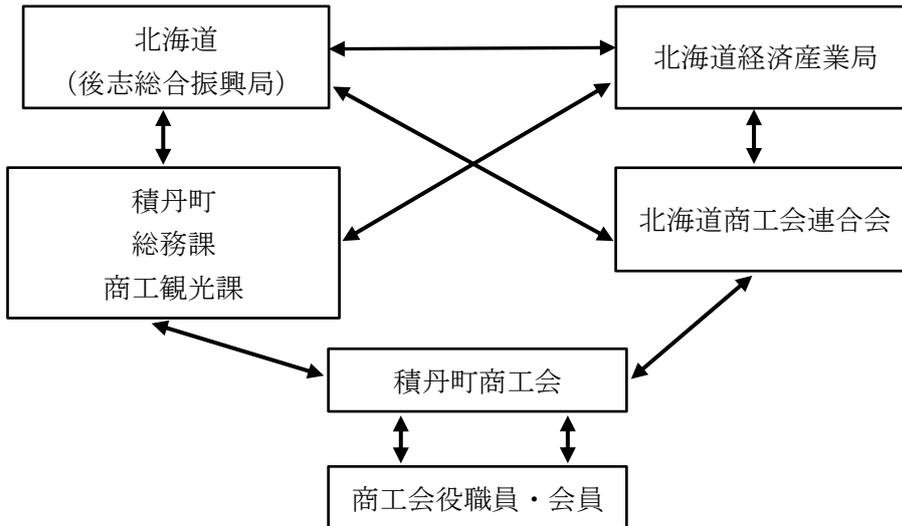
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施します。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築します。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋がります。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行います。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認します。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、後志総合振興局及び北海道商工会連合会に報告します。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認します。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置します。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知します。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行います。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

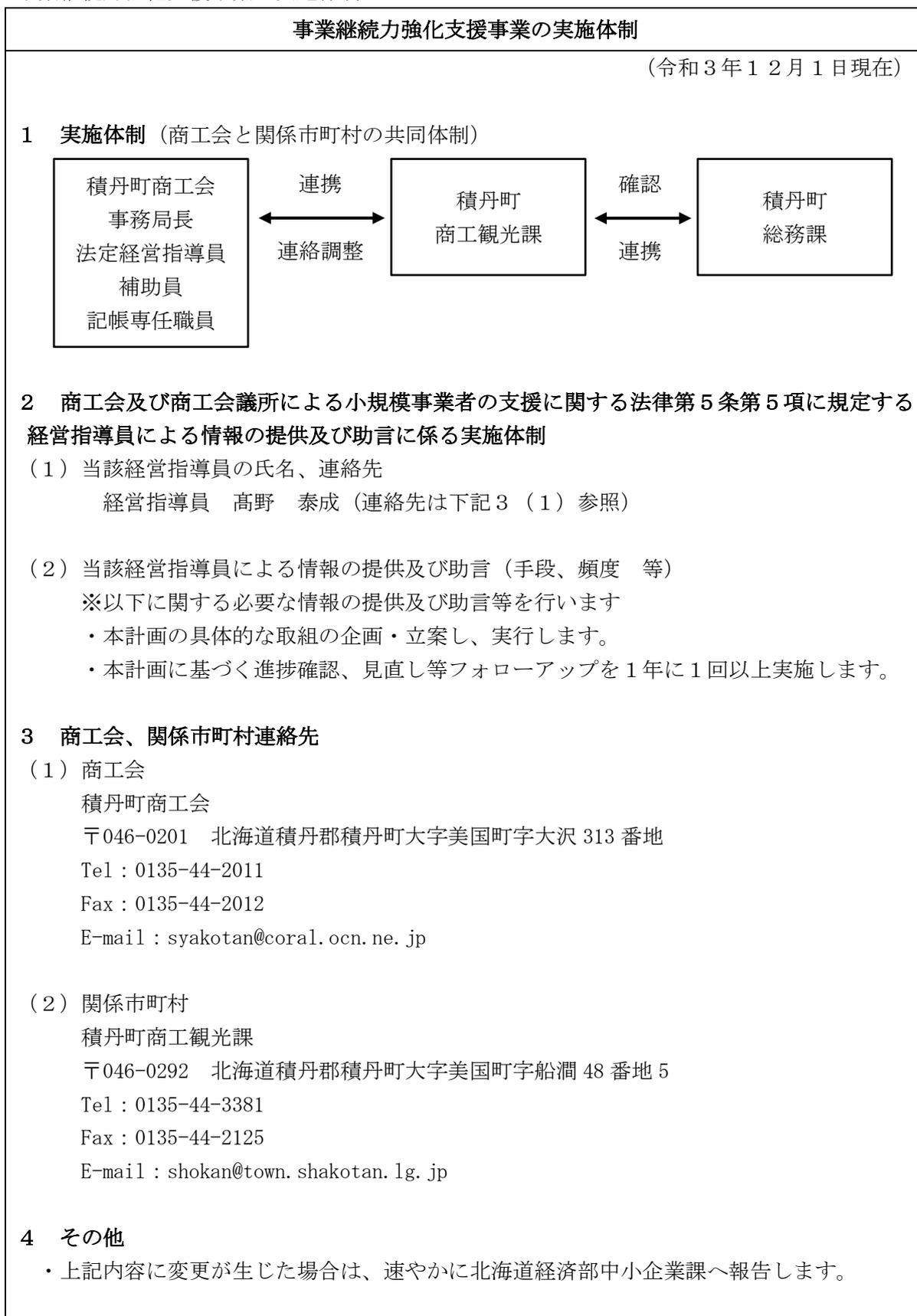
- ・積丹町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施します。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談します。

(6) その他

- ・本計画は、積丹町・積丹町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととします。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、積丹町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。